

指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信
 税理士 疋田 英司
 税理士 中 富 強一
 税理士 風 間 慎一

年末調整に必要な書類が送られてきます

年末調整は11月末までに作業準備が終えるように手配します。しかし、必要な書類は実は10月に従業員の手元に届きます。地震保険料は契約直後に送られる場合が見受けられます。従業員には早めに告知をして、必要書類を亡失しないように注意喚起を始めてください。

年の途中で扶養親族等の増減や、住所などに変更があった方がいる場合などは、「平成29年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の訂正をお願い致します。

昨年から個人番号記載欄が増えています。番号が入されていると管理責任が発生します。取り扱いには十分注意してください。

【年末調整にご用意いただく書類】

- ① 生命保険料・地震保険料証明書
- ② 国民年金・国民年金基金の控除証明書
- ③ 国民健康保険・介護保険などの社会保険料の支払額が分かるもの(領収書など)
- ④ 小規模企業共済等掛金の額を証明する書類
- ⑤ 2年目以降の住宅借入金等特別控除書類
- ⑥ 中途入社した方で、それ以前に別の会社で給与をもらっていた方がいる場合は、**前職の源泉徴収票**

個人番号の記載は慎重に

自治体によっては個人番号の記載された特別徴収額決定通知書が送られているところもあるかと思えます。日弁連や税理士会でもやめるべきと意見書が出ている上に、情報漏えいが問題となっています。取り扱いには十分なご配慮をお願いします。



10月の税務・労務

8月決算法人の確定申告	
2月決算法人の中間申告	10月中の
2.5.11月決算法人の消費税	決算応答日
中間申告(年税額400万円超)	
源泉所得税、特別徴収税額	10月10日(火)
9月分納期限	
社会保険料・子ども子育て拠	10月31日(火)
出金(9月分)納付期限	

10月の行事・業務案内

- 1(日) 法の日
- 4(水) 十五夜、都市景観の日
- 6(金) 国際協力の日
- 8(日) 寒露
- 9(月) 体育の日
- 13(金) 国際防災の日
- 14(土) 鉄道の日
- 17(火) 貯蓄の日
- 18(水) 統計の日
- 20(金) 土用
- 23(月) 霜降
- 24(火) 国連の日
- 27(金) 読書週間 ~11月9日
- 31(火) 世界勤儉デー



〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17第5松葉ビル3階
 Tel:072(805)5252 FAX072(805)5253 info@kskj.jp
 チャットワークID:hikita http://kskj.jp

【株式会社京阪総合会計事務所】
 記帳代行・給与事務・経営コンサルタント 他
 (提携・取次先)
 (生命保険)大同生命、NN生命、ソニー生命 他
 (損保)ユニテッド・インシュアランス(株) 他
 (ビジネスソフト)ミロク情報サービス、弥生会計 他
 (不動産)株式会社スマイシア不動産販売 他



今号の紙面

○年末調整に必要な書類の準備を ○年末調整の書類が少し変わります。
 ○消費税の使途は? ○医療費控除の手続きが変わります。
 ○相続対策シリーズ⑥「住宅取得資金贈与の特例」

Q&A 生活用動産の売買は非課税ですが、自家用車の売買は?

年末調整に必要な書類が変わります

配偶者控除の適用要件や給与の源泉所得税の計算方法が変更になることから、配偶者控除の判断となる書類の様式が追加されました。具体的な様式は、来年の年末調整の時期に公表の予定です。

今年、平成30年分扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者に該当する場合に記入します。申告者の見込み所得が900万円以下、配偶者の見込み所得が85万円以下

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

所轄税務署長 給与の支払者の氏名(フリガナ) 給与の支払者の住所	あなたの氏名 (フリガナ) あなたの住所又は居所
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 円 判定 <input type="checkbox"/> 900万円以下(A) <input type="checkbox"/> 900万円超950万円以下(B) <input type="checkbox"/> 950万円超(C)	
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 <input type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢19歳以上(保) <input type="checkbox"/> 38万円以下かつ年齢19歳未満 <input type="checkbox"/> 38万円超45万円以下 <input type="checkbox"/> 45万円超123万円以下	



である場合に記載します。また、年末調整の際に利用する配偶者特別控除申告書は、今年まで保険料控除申告書と併記ですが、平成30年から単独用紙になり、詳細な明細が必要となります。

送金関係書類の明細書

国外に居住する親族を扶養控除の対象とする場合、扶養控除等申告書に「親族関係書類」「送金関係書類の明細書」の添付が必要となっています。送金記録や、扶養親族が利用したクレジットカードの利用明細などが必要となりますのでご注意ください。

平成 年 月 日

平成 年分 送金関係書類の明細書
(住所)

(国外居住親族の氏名) _____ (氏名) _____

支払日	支払方法	支払額
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 為替取引 <input type="checkbox"/> クレジットカード	
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 為替取引 <input type="checkbox"/> クレジットカード	
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 為替取引	

源泉関係申告書の保存年限は7年です。

事業者(源泉徴収義務者)が従業員等から提出を受けた次の申告書は、源泉徴収義務者においてその申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存することが規定されました。

(注) 税務署長から提出を求められた場合には、提出する必要があります。保存義務が7年となっています。

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③ 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- ④ 給与所得者の保険料控除申告書
- ⑤ 退職所得の受給に関する申告書
- ⑥ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
- ⑦ 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

消費税増税の使途は福祉と教育の充実?

総選挙が10日公示、22日投票で準備が進められています。与党の選挙公約の中に消費税増税の使途は、教育や福祉に使用されるとされています。しかしながら、平成元年の消費税導入から、その目的は福祉といわれてきました。一方で、医療費の窓口負担は1割から3割に、健康保険料や年金保険料も倍増し、年金支給年齢は65歳に引き上げられ、支給額は引き下げられています。

社会保険料などの事業主負担も引き上げられ、零細業者の経営を圧迫します。1000年安心といわれた年金制度改革も、瞬く間に破たんしている政策能力に、そろそろ辟易とされているところです。(足田)

	消費税導入前	2017年
医療費負担	1割	3割
国民年金保険料	7,700円	16,490円
老人医療自己負担	800円	1~3割

医療費控除の手続きが少し変わります 原則 領収書の提出↓来年から明細書の提出に手間が増えます。

医療費控除の申告には領収書がつきものでした。しかし、電子申告を行う場合は「医療費控除の明細書」を添付して領収書の提出を省略することができます。

平成29年分からは明細書の提出が原則となり、平成32年分からは領収書の提出がでなくなりません。

領収書の添付が不要であっても、領収書を処分してもいいわけではなく、確定申告から5年間保存する義務があります。注意してください。

平成29年分からの変更点

- ① 領収書の提出に代えて、「医療費控除の明細書」の提出に変わります。
※平成31年分までは領収書提出でも可
※平成32年分からは領収書提出不可
ただし、領収書は申告期限から5年間保存義務あり。
- ② 明細書に代えて、保険組合から送られてくる「医療費通知」を代用することができる。
- ③ 従来の医療費控除とセルフメディケーション(スイッチOTC)医療費控除の有利選択でできるようになった。

また、明細書の記載項目は、「医療を受

けた人の氏名」「病院薬局等の支払先の名称」「医療費の区分」「医療費等の額」「保険等で補てんを受けた額」の5点です。記載に不備があった場合、適用が認められない場合もありますので注意が必要です。従来なら領収書の提出があれば、明細書は簡記してもよかつたものが、詳細な明細を作らなければならなくなり、かえって手間が増えることとなります。

国税庁のホームページでエクセルデータが公表されますので参考にしてください。なお、明細書のうち、保険診療に係る領収書は保険組合から送られてくる「医療費通知書」で代用することができます。概ね3か月に一回送られてきます。大事に保管されますようご案内します。

スイッチOTC医療費控除は1月号で詳しくご説明しましたが、有利選択の判断に手間が増えることになりました。

判断には薬局や通販等で購入した対象薬の領収書とそれ以外の領収書を分けて保管するようご案内します。そのうえで、ご家族に収入がある場合、分散して控除を受ける方が有利な場合もあります。

セルフメディケーション税制の明細書は国税庁ホームページからダウンロードしてください。

セルフメディケーション税制の明細書は国税庁ホームページからダウンロードしてください。

平成 年分 医療費控除の明細書

※ この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。
※ 医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円 ㉗	円 ㉘	円 ㉙

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したのものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		

住宅取得のための資金贈与の特例

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合は贈与金額から下表の額が控除されます。この特例を受けるための条件は次の通り

- ① 贈与を受けた時に贈与者の直系卑属(贈与者は受贈者の直系尊属)であること。
養子縁組も含まれます。
 - ② 贈与を受けた年の1月1日において20歳以上であること。
 - ③ 贈与を受けた年の年分の所得税に係る合計所得金額が2000万円以下であること。
- 贈与を受けた翌年に一定の書類を添付して、申告するなど細かい規定はありますが、主な条件は以上です。
- 省エネ等住宅とは次の基準のいずれかに適合し、書面による証明ができる場合に該当します。
- ① 断熱等性能等級4若しくは一次エネルギー消費量等級4以上であること
 - ② 耐震等級2以上若しくは免震建築物であること
 - ③ 高齢者等配慮対策等級3以上であること

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
～平成27年12月31日	1,500万円	1,000万円
平成28年1月1日～平成32年3月31日	1,200万円	700万円
平成32年4月1日～平成33年3月31日	1,000万円	500万円
平成33年4月1日～平成33年12月31日	800万円	300万円

住宅用の家屋の新築等に係る対価等に含まれる消費税等の税率が10%である場合

住宅用家屋の取得等に係る契約の締結日	省エネ等住宅	左記以外の住宅
平成31年4月1日～平成32年3月31日	3,000万円	2,500万円
平成32年4月1日～平成33年3月31日	1,500万円	1,000万円
平成33年4月1日～平成33年12月31日	1,200万円	700万円

Q&A コーナー

生活用動産の売買は非課税だが：



自家用車を売却しました。思ったよりも高く売れたので税金が心配です。税金はかかるのでしょうか？

利用状況によって課税判断が異なります。

財産を売却して利益が出た場合、原則として税金がかかります。不動産や株式の場合は分離課税ですが、それ以外の資産の譲渡による所得は、事業や給与、年金などの所得と合算して税金が計算されます。譲渡所得は譲渡金額から必要経費を引いた所得金額から50万円控除して計算されます。

一方、所得税法には「生活の用に供する家具、じゅう器、衣類その他の資産」を売った場合の利益は非課税と定めています。

このため、買物や通勤に利用されている自家用車の売却による所得は非課税とされています。事業用やもっぱら生活用以外に供されている自動車の売却の利益は課税されます。

微妙なのが「生活の用に供する動産」の範囲です。一般的に生活に必要な資産と解されており、政令では宝石や貴金属、美術品の場合、30万円以上で売却した場合は非課税規定の範囲外とする定めがあります。この定めは延長として高級車両は生活に必要な資産の範囲を外れるという考え方があります。

実務としては曖昧なボーダーラインです。買物や通勤にフェラーリを使っていれば「生活に使用した資産」ですが、「生活に必要な資産となるか問題にされる場合があります。」